

法化の相互作用による国際規律の発展
—衛生植物検疫措置を例にして—
(論文要旨)

2024年3月
前原 寛年

本論文は、国家はどのような場合に自らの主権の一部をなす規制権限を制約する法化を受け入れるのかを明らかにするため、国内の人や動植物の生命・健康を守るための措置である衛生植物検疫措置（SPS 措置）に焦点をあてて、SPS 措置を規律する複数の国際規律の相互作用にも留意しつつ、TPP 等の近年の経済連携協定において設けられている SPS 措置に制約を加える規定を各国が受け入れた要因について解明を試みるものである。また、この考察を通じ、外生的な要因によって規制権限に実質的な制約がもたらされた結果、国際規律において新たな発展が生じるのであれば、それが、どのような経路を通じて実現するのかという点について、SPS 措置に関する考察を通じ、一定の着想を得ることを試みるものである。

第1章では、国際レジームに関する先行研究、法化モデルに関する先行研究、WTO 体制下における規制権限と国際規律との関係に焦点をあてた先行研究について概観を行った。その上で、分析視角として、本論文においては、WTO の紛争解決処理、国際基準、SPS 委員会のガイドライン、経済連携協定をとりあげ、それぞれの局面における各国（特に、米国、欧州及び日本）の発言等の検討を通じ、その当時における各国の意図を探ることで、なぜ、SPS 措置に関する分野において法化が進展してきたのかを探るという点を提示した。

第2章では、SPS 措置に関する領域において各国の規制権限に影響を与えた可能性にある各局面（WTO 紛争解決処理機関が提示した解釈、国際基準及び WTO・SPS 委員会におけるガイドライン並びに経済連携協定）のうち、WTO の紛争解決処理は他の紛争においても参照される中で実質的に当時国以外の国にも影響を与えてきたこと、任意のものとして策定される国際基準及び SPS 委員会のガイドラインも実質的に各国の SPS 措置に影響を与えてきたこと、経済連携協定も国際約束として各国を拘束することを示し、これらの各局面における法化の進展の有無について確認を行った。

第3章では、紛争解決処理機関が SPS 協定の解釈を提示する中、各国の認識がどのように変容したかを確認するため、過去、紛争解決の場で主要な争点となった事項（SPS 措置と科学、国際基準との関係、適切な保護の水準と当該水準を達成するための措置）を対象として、各国の紛争解決処理における主張を確認した。その結果、各国の主張内容の変容があったことを確認したが、特に、欧州、日本については、自らが実質的に敗北した紛争において提示された解釈を後の紛争で自らの主張を行う際に参照するなど、紛争解決処理

によって提示された解釈を一定の規範としても受容していることを提示した。

第4章では、任意のものとして策定されている国際基準及びSPS委員会のガイドラインを対象として、WTO紛争解決処理機関で提示された解釈がこれらの策定活動に与えている影響の有無を確認した。まず、国際基準設定機関のうちコーデックス委員会については、同委員会における各種計画（中期計画、戦略計画等）の策定過程をみることで、EC・ホルモン事件で提示された解釈が国際基準の法的な位置づけを明確化した結果、その新たな位置づけを前提として各国が国際基準設定機関における活動に望むようになったことを提示した。また、SPS委員会におけるガイドラインの策定についても、紛争解決処理で提示された解釈を参照することで、その影響を受けていることを提示した。

第5章では、SPS措置に関する規定が置かれている大型経済連携協定としてTPP、日欧EPA及びUSMCAをとりあげ、これらの経済連携協定では、国際基準等、SPS委員会のガイドラインを考慮する義務が複数の箇所に置かれており、経済連携協定に合意した国は国際基準等、SPS委員会による法化を肯定的にとらえており、その結果として、経済連携協定においても積極的に取り込まれていることを提示した。

第6章では、これまでの議論を踏まえ、紛争解決処理機関による解釈、国際基準及びSPS委員会におけるガイドラインは個別に法化の進展をもたらしてきたこと、そして、それぞれが参照等を行い相互に作用することで、各国のSPS措置を実質的に規律してきたことを提示した。さらに、その背景に、時間の経過につれて、国際基準などの既存の枠組を活用することによる便益が、他制度に転換するためのコストと比べ大きくなる収穫逡増があることを指摘し、経済連携協定におけるSPS章の規定は、各国が実質的に受け入れてきたこれらの運用上の規律を明文化したものであることを提示した。さらに、このSPS措置の国際規律に関する事例から、条約等の形式が与えられなくても、実質的な義務の程度が強化された国際規律が出現した場合には、新たな国際規律は自律的に強化され、条件が整った段階で、法的拘束力を有する条約として結実することにもなり得ると提示した。

最後に、政策的含意として、

- ・ 国際基準、ガイドラインといった法的拘束力のない取り決めであっても、これらの法的な位置づけが変化する可能性があることを踏まえれば、交渉のための体制の強化が必要であること、
- ・ 交渉上、不利な立場に陥ることを回避するためにも国際的な議論に貢献し、国際機関の議長等の役割を積極的に果たすべきであること、
- ・ 紛争解決処理では各国の意見に一定の考慮がなされている可能性が否定できない中、自らの考えを紛争解決処理の場において明確に発信し、他国のSPS措置に関する紛争解決処理への対応について情報を得るためにも、積極的なWTO紛争解決処理における第三国参加が重要であること、

について指摘を行った。